

千葉市と公益財団法人千葉市産業振興財団と〇〇〇〇〇〇 との創業支援に関する連携協定

千葉市、公益財団法人千葉市産業振興財団、株式会社〇〇〇〇〇〇（千葉市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇）
における創業支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、いっそうの創業者の増大及び新事業の創出を図り、千葉市の一層の地域経済の活性化に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、別紙の事項について連携し協力する。

2 三者は、前項に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、三者合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 三者は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 三者のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、三者が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、三者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者が押印の上、各1通を保有する。

平成29年 月 日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

千葉県千葉市中央区中央四丁目5番1号
公益財団法人千葉市産業振興財団
理事長 北村 彰英

千葉県千葉市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

別紙（連携協定に係る所掌事項）

【千葉市】

- (1) 千葉市民間創業支援施設連携促進事業等の広報及び周知に関する事
- (2) 千葉市民間創業支援施設連携促進事業に基づく創業支援の推進に関する事
- (3) その他三者が必要と認める事

【公益財団法人 千葉市産業振興財団】

- (1) 千葉市民間創業支援施設連携促進事業等の広報及び周知に関する事
- (2) ○○○○○○（オフィス名称）における当該施設利用者（バーチャルオフィス利用者を除く）への財団コーディネーターによる相談会の開催に関する事
- (3) 千葉市民間創業支援施設連携促進事業の交付申請をした者のビジネスプランの審査及び交付決定された者に対する伴走型支援に関する事
- (4) その他三者が必要と認める事

【株式会社○○○○○】

- (1) 千葉市民間創業支援施設連携促進事業等の広報及び周知に関する事(広報関係資料等の配架スペースの設置を含む)
- (2) ○○○○○○（オフィス名称）における当該施設利用者（バーチャルオフィス利用者を除く）への財団コーディネーターによる相談会の開催及び利用者の個別相談における打合せスペースの提供に関する事
- (3) 千葉市民間創業支援施設連携促進事業の交付決定があった創業者の使用する居室(ワーキング施設、バーチャルオフィスを除く)の受入れに関する事
- (4) その他三者が必要と認める事